

奈良県後期高齢者医療広域連合 広域計画

平成19年8月

奈良県後期高齢者医療広域連合

目次

- 1 広域計画の趣旨
- 2 広域計画の基本方針
- 3 広域計画の項目
- 4 広域連合及び関係市町村が処理する事務
- 5 広域計画の期間及び変更に関すること

1 広域計画の趣旨

奈良県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の広域計画（以下「広域計画」という。）は、広域連合及び広域連合を組織する奈良県内のすべての市町村（以下「関係市町村」という。）が、相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら、後期高齢者医療制度に関する事務を総合的かつ計画的に処理していくための指針として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7の規定に基づき作成するものである。

2 広域計画の基本方針

後期高齢者医療制度の運営にあたり、広域連合は、関係市町村との緊密な連携・協力を図り、被保険者の便益に配慮しながら、広域化の利点を生かし、計画的・安定的な事業運営に努める。

また、関係市町村は、被保険者の便益に配慮した窓口業務の運営や保険料徴収等の事務を適正に行い、広域連合の運営が適切かつ円滑に行われるよう努める。

3 広域計画の項目

広域計画は、奈良県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月奈良県指令市町村第1118号）第5条（広域連合の作成する広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について記載する。

- (1) 広域連合及び関係市町村が処理する後期高齢者医療制度に関する事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び変更に関すること。

4 広域連合及び関係市町村が処理する事務

広域連合及び関係市町村は、後期高齢者医療制度の実施に関して、次の事務を処理する。

- (1) 平成19年度

平成20年度からの後期高齢者医療制度の円滑な実施に向けて、広域連合及び関係市町村において必要な準備作業を行う。

(2) 平成20年度以降

ア 被保険者資格の管理に関すること

被保険者資格の管理に関しては、被保険者資格の取得、喪失、異動の届出等の受付事務を関係市町村において処理し、届出等の情報を広域連合へ送付する。

広域連合は、被保険者台帳により被保険者資格情報を管理するとともに、被保険者証等の交付決定等を行う。

また、関係市町村は、被保険者証等の引渡し及び返還の受付等を行う。

なお、関係市町村においても被保険者資格情報を広域連合と共有することにより、事務の適正化を図る。

イ 医療給付に関すること

医療給付に関しては、高額療養費、療養費等の給付申請等の受付事務を関係市町村において処理し、申請等の情報を広域連合へ送付する。

広域連合は申請等に対する給付決定等を行い、給付実績を一括管理する。

また、関係市町村は、証明書等の引渡し及び返還の受付等を行う。

なお、レセプトの点検及び保管は、広域連合において行う。

ウ 保険料の賦課及び徴収に関すること

保険料の賦課に関しては、関係市町村の持つ課税情報等を活用して、広域連合において行う。

保険料の徴収及びその滞納整理並びに保険料に関する申請等の受付は、関係市町村において行う。

エ 保健事業に関すること

保健事業に関しては、広域連合が関係市町村と協力して、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うよう努める。

オ その他

後期高齢者医療制度に関する住民からの相談等への対応は、関係市町村と広域連合が緊密に連携して行う。

また、後期高齢者医療制度の普及・啓発に関しては、各種広報媒体等を活用し、広域連合と関係市町村が協力して行う。

5 広域計画の期間及び変更に関すること

この広域計画の期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とし、その後5年を単位として見直しを行う。

なお、奈良県後期高齢者医療広域連合長が特に必要と認めたときは、随時改定を行う。